最終更新日：2015年10月29日
塩野義製薬株式会社
代表取締役社長　手代木功
問合せ先：広報部長　高木浩樹
証券コード：4507
http://www.shionogi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

シオノギグループ（以下、当社グループ）は、経営理念である「基本方針」のグローバルでの具現化に向け、コーポレート・ガバナンス体制を整備してまいりました。本邦において適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、「コーポレート・ガバナンス」を、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会などの立場を踏まえた上で透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みと定義し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現させるために取締役会におきまして「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を制定いたしました。
シオノギ（以下、当社）は、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づき、株主に対する受託者責任およびステークホルダーの皆さまに対する責務を果たし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。
「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」URL
http://www.shionogi.co.jp/company/cg/index.html

≪基本的な考え方・方針≫
当社グループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製・開発・供給し、その適正使用の推進を通じて世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。
コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する方針ですが、現時点で実施していない原則は以下のとおりです。
【原則3-1　情報開示の充実】
（5）取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名についての説明
社外取締役及び社外監査役個々の指名理由については、本報告書の「2．1.【取締役関係】及び【監査役関係】」に記載しております。
なお、来年度以降は役員候補者全員の指名理由を開示してまいります。

【補充原則4-11-3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は定期的に取締役会の運営・審議状況など取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、結果の概要を開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
≪方針≫
当社グループの株式の政策保有に関する取り組み方針は以下のとおりです。
・株式の保有は、経済合理性および戦略妥当性の2つの観点から、当社グループ経営上のメリットがある場合に限ります。
・保有する株式については、定期的にその経済合理性および戦略妥当性の検証と評価を行い、保有の継続、売却または縮小を判断してまいります。
≪議決権行使基準≫
当社グループは、投資先企業の企業価値および株主価値の毀損に影響を与えうる事象の有無を確認し、議案を精査のうえ賛否を判断し、議決権を行使いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社グループは、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会でその取引内容を十分に審議した上で承認し、適切な手続きをもってその取引が実行されることを確認してまいります。

【原則3-1　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
≪経営理念≫
当社グループは、「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」という、企業活動の目的を1957年に制定された「基本方針」の冒頭に掲げております。これは未来永劫にゆるぎない経営理念であり、シオノギのあるべき姿や社会的存在価値を示すものです。この「基本方針」をグローバルに具現化するため、当社グループで働く全従業員の活動のあり方を表す「行動方針」を制定し、日々の活動の規範としております。「基本方針」および「行動方針」に基づいた活動を通じて、患者さまとそのご家族、医師、薬剤師をはじめとする医療関係者の方々、株主や投資家の皆さまならびに社会全体に貢献してまいります。
加えまして、当社グループのすべての役員・従業員が、1998年に制定された「行動憲章」の精神を具体的行動として実行し、また経営層は自ら率先垂範しこの憲章の周知・徹底に責任を負うとともに、実効ある社内体制を確立してまいります。
「基本方針」URL：http://www.shionogi.co.jp/company/business/policy.html
「行動方針」URL：http://www.shionogi.co.jp/company/business/guideline.html
「行動憲章」URL：http://www.shionogi.co.jp/company/business/constitution.html
≪中期経営計画≫
当社グループは、2020年に向けた成長戦略として新中期経営計画「Shionogi Growth Strategy2020（SGS2020）」を2014年4月にスタートさせました。
なお、当社の中期経営計画であります「SGS2020」の進捗状況につきましては2020年度に目指すべき水準を明確にしたうえで、毎年ローリングを行い、向こう3年間のより具体的な計画を年度決算発表時に公表し、その具体的内容を決算説明会資料に掲載してまいります。
「SGS2020」URL：http://www.shionogi.co.jp/company/plan.html

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1．1.【基本的な考え方】」に記載しております。

（3）取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書の「2．1.【取締役報酬関係】」に記載しております。

（4）取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会が「取締役候補」の指名を行うに当たっての方針と手続は以下のとおりです。
≪方針≫
取締役による業務執行に対する監督機能の充実を図り、経営の透明性を高め、公平性の高い経営を進めることができるよう、以下の考え方に基づき、取締役候補者を選任する方針です。
≪取締役会の構成≫
・（独立）社外取締役を半数以上とします。
・経営に関する経験、法務、財務などの専門的知識、医学・薬学的見地など様々な要素を考慮します。
・性別、年齢、国籍、技能等の多様性の確保にも配慮します。
≪手続≫

社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて候補者が決定されます。

取締役会が「監査役候補」の指名を行うに当たっての方針と手続は以下のとおりです。
≪方針≫
監査役は、公正かつ客観的な立場から、適切に意見を述べることができ、経営の健全性および透明性の向上に貢献できる者であり、かつ取締役の職務執行の監査（業務監査）、会計に関する監査（会計監査）を遂行することから、その役割・責務を果たす上で必要と考えられる経営者の経験を有している者、法務に関する知識を有している者、財務・会計に関する適切な知見を有している者を監査役候補者として指名する方針です。
≪手続≫
社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、監査役会の同意のもと取締役会にて候補者が決定されます。

【補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務（1）】
当社グループは、事業環境にタイムリーに対応し機動的かつ柔軟な経営業務を行うため、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の分離を図っております。
取締役会は法令または定款で定められた事項のほか、重要な事業計画、一定額以上の投融資および固定資産の取得・処分など、取締役会規則に定めた決議事項について意思決定しており、取締役会規則に定められている決議事項以外は、執行役員を中心とする経営陣に業務執行に関する重要事項の意思決定を委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
取締役の業務執行に対する監督機能の一層の充実を図り、経営の透明性を高め、社外の視点からもステークホルダーに対して公平性の高い経営を進めるため、半数以上の独立社外取締役を選任する方針です。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準】
独立社外役員の独立性判断基準については、本報告書の「２．１．【独立役員関係】」に記載しております。

【補充原則4-11-1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続については、本報告書の「１．１．【原則３－１　情報開示の充実　（４）】に記載しております。

【補充原則4-11-2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役・監査役の兼任状況につきましては、本報告書の「２．１．【取締役関係】及び【監査役関係】」に記載しております。
なお、取締役・監査役の兼任数はその役割・責務を果たすことができる合理的な範囲と考えております。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な知識習得の場、事業・財務・組織等の経営情報などを提供する場を随時設け、忌憚のない意見・提言ができるように取り組んでおります。加えまして、必要に応じてトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
≪方針≫
当社グループは、広く社会に信頼される企業として、経営の透明性向上を重要な責務のひとつと考えています。この考えに基づき制定した「ディスクロージャーポリシー」において、すべてのステークホルダーの皆さまに、会社情報の公平かつ適時適正な開示を継続的に行うことを定めております。
「ディスクロージャーポリシー」URL：http://www.shionogi.co.jp/ir/disclosure.html
≪対話≫
株主の皆様との対話につきましては、フェアディスクロージャーの精神に則って、公平かつ適時適正な情報の開示を行うとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営層およびIR担当部署が連携し積極的な取り組みを推進してまいります。
また、経営戦略、株式、IRならびに財務など対話を補助する各部署の連携が密となる体制を整備し、担当役員が統括してまいります。
≪情報管理≫
当社グループは、「ディスクロージャーポリシー」、「情報管理規則」ならびに「インサイダー取引防止規則」を定め、情報開示におけるインサイダー情報を管理するとともに、情報管理およびインサイダー取引規制に関する役員・従業員への教育・啓発を徹底しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,653,500	8.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,424,600	5.81
住友生命保険相互会社	18,604,000	5.29
JP MORGAN CHASE BANK 385147	16,638,054	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	9,485,000	2.70
日本生命保険相互会社	8,409,142	2.39
株式会社三井住友銀行	6,564,588	1.86
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	5,685,670	1.61
STATE STREET BANK WEST CLIENT ー TREATY 505234	4,811,198	1.37
株式会社スズケン	4,341,000	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野村　明雄	他の会社の出身者											
茂木　鉄平	弁護士											
町田　勝彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村　明雄	○	≪重要な兼職の状況≫ 株式会社ロイヤルホテル 社外取締役	業務執行に対する監督機能の一層の強化を図り、経営の透明性をさらに高め、社外の視点からも公平性の高い経営を進めるため社外取締役として選任いたしました。また、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、経営の客観性や中立性を重視して経営判断を行うことを目的として、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。
茂木　鉄平	○	茂木氏が社員である弁護士法人大江橋法律事務所及びパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりませんが、当社の国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所が有する専門的な知見に基づくアドバイスを受けることが最も適切と判断し、結果として弁護士報酬を支払ったことがあります。ただし、その報酬額は当社および弁護士法人大江橋事務所の売上高の1%未満であり、一般株主と利益相反が生ずるおそれはなく、独立性を阻害するものではないと判断しております。 ≪重要な兼職の状況≫ 弁護士法人大江橋法律事務所 大江橋法律事務所パートナー 株式会社ニイタカ　社外監査役 倉敷紡績株式会社　社外監査役	業務執行に対する監督機能の一層の強化を図り、経営の透明性をさらに高め、社外の視点からも公平性の高い経営を進めるため、社外取締役として選任いたしました。また、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、弁護士の立場から社会規範、法令等を遵守重視して公正に経営判断を行うことを目的として、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。
			業務執行に対する監督機能の一層の強化を図り、経営の透明性をさらに高め、社外の視点からも公平性の高い経営を進めるため社外取締役として選任いたしました。また、経営者や

町田　勝彦	○	―――	特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、経営の客観性や中立性を重視して経営判断を行うことを目的として、取締役会の決議により独立役員に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明

なお、報酬委員会の委員の「その他1名」は、常勤監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査計画を立案し、監査役及び会計監査人の監査実施状況について相互に報告を行うとともに、その具体的内容について意見交換を実施する等の対応を行っております。
監査役は内部統制部から内部監査の内容について定期的(毎月)に報告を受けるとともに、意見交換を実施する等の対応を行っております。また、内部統制上の問題点等については、迅速に対応するため内部統制部が協力して調査等を行う体制を構築しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横山　進一	他の会社の出身者										△			
福田　健次	弁護士													
月原　紘一	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山　進一		横山氏が平成26年7月まで取締役顧問を務められていた住友生命保険相互会社は、当期末において、当社株式の5.29%を保有し、当社は同社から50億円の資金借入があります。	経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を有し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行について、適切に提言いただいていることから、当社

		≪重要な兼職の状況≫ 住友化学株式会社 社外監査役 レンゴー株式会社　社外監査役	の社外監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。
福田　健次		≪重要な兼職の状況≫ 弁護士 堂島法律事務所パートナー	弁護士として培われた高度な法律知識及び幅広い識見を有し、監査に反映していただけると判断し、社外監査役に選任しております。
月原　紘一		月原氏が平成25年6月まで取締役会長を務められていた三井住友カード株式会社と当社との間に、同社のコーポレートカード（企業向けクレジットカード）の利用に関する取引があります。 なお、同氏が平成18年4月に取締役を退任した株式会社三井住友銀行は、当期末において、当社株式の4.57%を保有しております。 ≪重要な兼職の状況≫ 株式会社ぐるなび 社外取締役	経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を有し、監査役としての独立性を重視した見地から当社の監査業務を適切に果たしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立社外役員の選任にあたっては、金融商品取引所の定める独立性基準とともに、その役割・責務を果たしていただくために当社が定めた「要件」および「独立性判断基準」に基づき、候補者を決定してまいります。
≪要件≫
1.経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
2.社外役員としての役割をわきまえ、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
3.当社経営陣のみならずステークホルダーの皆さまに真摯に受け止められる人格を有する
4.一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない
≪独立性判断基準≫
1.当社グループの大株主（総議決権10%以上の株式を保有する者もしくは上位10名）、もしくは当社グループが大株主（総議決権10%以上を保有する会社もしくは上位10名の会社）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
2.当社グループの主要な取引先（取引における支払額または受取額が相互の連結売上高の１%以上）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
3.当社グループから取締役・監査役報酬以外に、本人が、年間1,000万円以上かつ本人が所属する法人・機関等の売上高の１%以上の報酬を受け取っていないこと
4.当社グループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
5.当社グループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと
6.当社グループの社外監査役の在任期間が12年（3期）を超えていないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び平成23年6月24日開催の第146回定時株主総会決議により業績向上につながるインセンティブとして新たに導入した株式報酬型ストックオプションで構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限個数は750個です。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

報酬額が、企業の業績向上に伴う株価の上昇と直接連動することから、権利を付与された取締役及び執行役員は株価に対する意識が高まり、業績向上へ向けたインセンティブとなります。（上記、付与対象者の「その他」は、執行役員です）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成26年度における取締役および監査役に対する報酬等の額は、取締役5名に対し268百万円（うち社外取締役3名 36百万円）、監査役5名に対し92百万円（うち社外監査役 36百万円）です。
平成26年度において連結報酬等の総額が1億円以上である役員は以下の2名です。

氏名：塩野　元三
役員区分：代表取締役会長
会社区分：塩野義製薬株式会社
連結報酬等の総額（百万円） 109
報酬等の種類別の総額（百万円）
－基本報酬72
－賞 与21
－ストックオプション15
氏名：手代木　功
役員区分：代表取締役社長
会社区分：塩野義製薬株式会社
連結報酬等の総額（百万円） 123

報酬等の種類別の総額（百万円）
－基本報酬81
－賞 与24
－ストックオプション17
（注）取締役に対する報酬等の額には、平成26年度に係る取締役賞与45百万円（社外取締役３名を支給対象から除く。）が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

≪方針≫
取締役の職務執行が、持続的かつ中長期的な企業価値の最大化につながる報酬体系とし、業績に対する報酬として妥当な水準とするだけでなく、優秀な人材を確保でき、株主をはじめとする様々なステークホルダーの皆さまに対して説明責任を果たすことができる報酬水準といたします。
≪算定方法≫
取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び2011年度から新たに導入したストックオプションで構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。
基本報酬については経営環境や世間動向を勘案した上で各取締役の職位や役割に応じて決定し、賞与は短期的なインセンティブとして各事業年度の業績等に応じた算定テーブルに基づいて決定されます。また、ストックオプションについては取締役の中長期的な株主価値向上に向けての取り組みを目的として導入し、基本報酬月額を算定の基礎として新株予約権の割り当てを行います。
監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。
≪手続≫
社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定されます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会議案に係る重要事項のうち、社外役員に事前の資料配付や内容説明が必要と判断したときは、社外取締役に対しては担当者（秘書室長、総務部長等）が、社外監査役に対しては常勤監査役が、直接面談するなど適切に情報伝達しております。
また、重要会議における議事、会計監査人、内部統制部との連携、代表取締役との意見交換などで得られた情報は、各監査役間で共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社では、コーポレート・ガバナンス体制として、本邦における企業統治に適合した形態を取り入れるため監査役監査の重要性について度重なる商法改正、会社法の制定・改正等を経た監査役会設置会社を採用しています。
≪取締役会≫
この体制の強化を目的として、取締役の業務執行に対する監督機能の一層の充実を図り、社外の視点からも透明性・公平性の高い経営を進めるため、平成21年度に初めて社外取締役2名を選任し、平成24年度以降においては社外取締役を3名選任しております。更に平成27年度には一層の経営強化及び多様性（ダイバーシティ）の推進を図るため、取締役１名（女性）を増員し、取締役６名の体制といたしました。取締役６名のうち半数以上の社外取締役の選任により、より公正かつ効率的な経営を進めるための体制を維持し、社外取締役3名は、何れも、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、透明性の高い経営に貢献しております。
公正な見地から当社の経営判断に臨み、取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性等について多角的に検証するため、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会（社外取締役2名、社内取締役2名により構成）と報酬諮問委員会（社外取締役2名、社内取締役１名、常勤監査役１名により構成）を設置し、社外取締役が各々の委員長に就任しています。
≪業務執行体制≫
当社は、激変する事業環境にタイムリーに対応し、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため、執行役員制度を導入しております。職務の執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役及び業務執行の責任者にて構成される経営会議を設け、原則毎週開催しております。経営会議では職務の執行に関する案件から経営の重要事項にわたって審議を尽くしております。取締役会は、原則月１回開催し、経営に影響を及ぼす重要事項の意思決定を行うとともに、業務の執行の監督を行っております。
業務の執行は、研究開発に携わる医薬研究本部、グローバル医薬開発本部、製造及び生産技術の開発に携わる生産本部、CMC開発研究所、医薬品の情報伝達を行う医薬事業本部、製造販売品目の品質保証・安全管理を担当する信頼性保証本部、海外事業展開を戦略的に推進する海外事業本部、海外も含めたグループ全体のサプライチェーンをマネジメントするグローバルSCM本部及び業務執行に関する意思決定を行うための審議機関である経営戦略会議を運営・統括する経営戦略本部の９本部と、診断薬事業部、薬粧事業部の２事業部を加え、経営管理機能を担う各組織からなる業務執行体制を構築しております。
≪監査体制≫
取締役および各組織が実施する業務の適法性、妥当性を確保するため、監査役および内部監査機能である内部統制部が必要に応じて職務の執行状況の監査を実施し、代表取締役との意見交換を通じて、必要な措置を講じる体制を構築しております。
また、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した指定社員たる公認会計士は、増田明彦、梅原隆です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、適正な経営判断に基づく業務執行を推進し、監査役による監査機能、内部統制部によるモニタリング機能等の充実を図ることにより、経営監視体制が円滑に機能することから監査役会設置会社を選択しています。コーポレート・ガバナンス体制は、経営と業務執行の分離を図り、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う取締役と業務執行を推進する執行役員が中心となり、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行しており、取締役の半数以上を社外取締役とするとともに社外監査役の増員など監査機能を高め、経営監視の強化を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会期日の3週間以前に発送しています。また、当社のホームページに招集通知の発送前開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様が株主総会にご出席いただけるように、集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2009年6月開催の第144回定時株主総会に係る議決権行使より、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年6月開催の第144回定時株主総会に係る議決権行使より、議決権電子行使プラットフォームに参加し、その利用を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社のホームページに掲載いたしております。
その他	招集通知を当社のホームページに掲載し、議決権行使の円滑化を図っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2012年1月1日付けにてディスクロージャー・ポリシーを明文化し、当社のホームページに掲載する方法で、フェアディスクロージャー対応を公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を半期に1回(本決算、第2四半期決算発表直後)、R&D説明会を年1回実施しています。アナリスト・機関投資家100名弱が参加され、代表取締役を中心に研究開発，営業を統括する執行役員および経理財務担当責任者が必要に応じて出席し説明を行っています。なお、第1および第3四半期決算では経理財務担当責任者および広報部長が、テレフォン・カンファレンスをアナリスト・機関投資家向けに実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内向け説明会の様子について、英訳した音声配信をホームページ上でタイムリーに公開しています。また、決算内容を中心に、年数回の頻度で北米、欧州、アジアを訪問し、機関投資家への説明を実施するとともに、国内で開催される証券会社主催のカンファレンスに参加し、情報提供に努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報として、決算情報、ニュースリリース、有価証券報告書(四半期報告書)、Shionogi Business Report、説明会資料ならびに音声配信、アニュアルレポート、開発品一覧等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念である「シオノギの基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製、開発、供給し、その適正使用の推進を通じて世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することを社会的使命と認識し、日常の事業活動に懸命に取り組むことで、すべてのステークホルダーに貢献できるよう努めております。こうした精神を踏まえて、シオノギ人としての行動指針として「シオノギの行動方針」「シオノギ行動憲章」を、コンプライアンスに関する規範として「シオノギグループ コンプライアンスポリシー」を定め、すべての役員、従業員がその実践を誓約しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営理念である「シオノギの基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製、開発、供給することを社会的使命と考え、これら日常の事業活動を通じて、すべてのステークホルダーが、健康で質の高い生活を送れるよう努めています。また、以下のような環境保全活動やCSR活動などを実施しています。 【環境保全活動】 人々の健康の維持増進と快適な生活に貢献する製薬企業・企業市民として、あらゆる事業活動を通じ、地球環境の保全、汚染の予防と人々の安全を図ることが責務であると認識しております。 「環境ポリシー」を制定するとともに地球温暖化防止、廃棄物対策、化学物質管理を中心とした「第四次シオノギグループ環境行動目標」(2011～2015年度)を策定し、環境負荷の低減に取り組んでいます。 【CSR活動】 公益財団法人を通じての研究助成、大学での寄附講座設置、大学への講師派遣といった学術的活動およびマスメディア等を通じての疾患の啓発活動を実施しています。 従業員・労働組合と共同で「社会貢献支援会」を設置し、被災地への義援金拠出等の支援活動を実施しています。 また、音楽番組の提供、スポーツ振興(日本女子ソフトボールリーグ2部)等によるメセナのほか、清掃ボランティア活動、工場見学等地域社会との交流を実施しています。
	情報開示に関しましては、「Ⅴその他、2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	に記載のとおり、適時適切な情報開示に対応するための体制および方針（ディスクロージャーポリシー）を定めております。
その他	多様性（ダイバーシティ）の推進を図るため、平成27年度に女性の取締役1名を増員するとともに、業務執行を担う執行役員に外国人1名、女性1名を登用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下の通りであり、当該方針に則り、内部統制システムを整備し、運用しております。
「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」
　当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「シオノギの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。
この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備・運用いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、取締役会規則に則り適切な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
取締役は、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
適正なコーポレートガバナンス体制を確立するため社外取締役を導入し、株主をはじめとする社外からの客観的な視点も踏まえた大局的な判断を行う。
社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、透明性の高い経営に貢献する。
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告、監査で構成される体制を整備し、運営する。
監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力する。
会社の経営理念として定めた「シオノギの基本方針」「シオノギの行動方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「シオノギ行動憲章」の徹底を図るとともに、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会においては、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進する。
反社会的勢力に対しては、「シオノギ行動憲章」に基づき、これらに付け入る隙を与えず常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決裁者とする稟議書等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各組織において、内在するリスク要因を認識し、それぞれのリスクの程度に応じた対応策を講じることにより、リスクの回避、低減措置を図る。特に、経営に影響を及ぼすような重要なリスクに対しては経営会議等でリスク対応について協議し、対応方針に基づいて主管の各組織が、関連部門と協働して必要な対策を実施する。
また、緊急性を要する災害、事故、企業不祥事等のリスクについては、「危機管理規則」を制定し、この規則に基づき「災害対策要綱」「パンデミック対策要綱」「企業不祥事対策要綱」を定め、人命を尊重し地域社会への配慮、貢献、企業価値毀損の抑制を主眼とした危機管理を推進する。
内部統制部（内部監査部門）は、社内の様々なリスク管理について、独立した立場で検証する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入している。職務の執行に関する重要事項については、定期的（毎週）に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行う。
取締役会の決議・経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、職務権限規則、業務分掌規則に則り、業務執行の手続きを行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス委員会を中心とし、「シオノギグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進する。
コンプライアンス委員会の事務局を総務部に置き、コンプライアンス教育を行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンス・リスク管理を支援する。
また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報制度を十分に活用し、不祥事の早期発見と再発防止に努める。

6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、行動方針の周知を行う。
取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、行動方針、経営計画等の実現に向け、「シオノギ グループ会社管理規則」に基づきグループ会社を適切に管理し、育成する。
グループ各社においては、上記に準拠した事業運営を行うことにより、適正かつ効率的に業務を推進する。
業務執行の状況について、統括管理部門として総務部が、グループ会社の経営管理を行い、適正な子会社経営の推進を支援するとともに、内部統制部がグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するために、適宜調査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置する。
監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とする。
監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に服する旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効に関わる情報を適時に入手できる体制を構築する。
監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができる。
なお、取締役あるいは執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告する。
監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査の実施及び助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制部との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高める。
また、監査役は、グループ全体の監査の実効性を確保することを目的として「グループ会社監査連絡会」を設置し、定期的に開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社は、社会の秩序を乱し市民や従業員の安全を脅かすだけでなく取引等により企業価値を損ねる反社会的勢力と対峙し、総務部および法務部が中心となり関係遮断のための取組みを推進します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、買収防衛策を導入しておりませんが、当社の株式が公開買付された場合は、取締役会として公正な判断を行い、その考え方を株主の皆さまに明確に説明してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について

当社においては、重要な案件（決算情報やR&Dの進捗状況等、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実）は、経営会議での審議に付され、また案件によって取締役会での承認を得ることになっています。
これらの情報、および社内の各部門および子会社から伝達される緊急性を有する情報等の開示手続きについては、
1）財務情報に関しては、情報開示責任者である経理財務担当取締役、広報担当取締役、経理財務部長および広報部長
2）非財務情報に関しては、情報開示責任者である広報担当取締役、開示情報に関連する業務執行責任者および広報部長
により、会社情報としての開示の必要性および開示時期を判断し、適時適切な対応を行っております。

当社は今後とも、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を図るために、開示する情報の範囲、内容が妥当であり、かつ開示時期が適切であるように努めるとともに、開示手続きを円滑に進めるための上記の社内体制および開示方針である「ディスクロージャーポリシー」について維持・改善が図られるように、継続して必要な見直しを行ってまいります。

以上

